

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
会津若松市	若松北部地区(平塚)	令和4年3月7日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	45.97 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	43.64 h a
③地区内における10年後までにリタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計	1.37 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.14 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	10.00 h a
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>■人 ○中心経営体となる集落営農法人の従業員の高齢化が進んできていることから、後継者の育成・確保が必要。</p> <p>■農地 ○離農による畑地の荒廃化が懸念されることから、園芸作物の栽培などの検討も必要。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】</p> <p>○現状、集落の大部分の農地について、集落営農法人への集積が進んでいる。よって離農や経営転換等を検討している方については、原則農地中間管理機構を活用し、集落営農法人へ貸借を行っていく。</p> <p>○集落内畑地を活用するため、集落の農地の栽培に適した園芸作物の選定を進め、将来的な6次化加工品なども検討していく。</p> <p>○集落営農法人が直売所を設置するなど、生産した農産物等を消費者に販売する方法についても検討を進める。</p> <p>○中心経営体である集落営農法人の将来的なあり方の検討を進め、後継者の確保や法人格について検討を行いながら、先進事例の情報収集に努める。</p>
--

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

① 農地中間管理機構の活用

- 集落営農法人への集積が進んでいることから、離農等で貸借が必要な場合は引き続き農地中間管理機構を活用していく。
- ただし、貸し手と借り手の状況に応じて農業委員会の利用権設定も併用していく。

② 多面的機能支払制度への取り組みの継続

- 農地の多面的な機能を維持していくため、現在行っている多面的機能支払制度が継続される限り、当該制度に継続して取り組むこととする。
- 組織体制についても、全面積を中心経営体だけで維持管理していくことは困難であることから、地域内全員が参加する組織を継続していく。

③ 集落内後継者の育成

- 集落営農法人の従業員の高齢化が進んでいるため、集落内後継者への世代交代に向けたノウハウの継承について進めていく。
- 集落内後継者を中心に水稻のみの栽培ではなく、園芸作物を含めた複合経営の取り組みについて、市内外の先進事例の研究や、集落の農地に適した作物の選定を検討していく。

④ 新たな事業への取り組み

- 将来的には、園芸作物を活用して、6次化加工品などにも取り組み、集落の女性農業者やリタイヤした高齢者などの雇用の受け皿として活用できるよう検討していく。
- また、加工品や生産した農産物を直接消費者へ販売できるような直売所の設置についても検討していく。

⑤ 法人格の変更の検討

- ③、④の方針を検討するにあたり、集落の集落営農法人の法人格が農事組合法人のため、株式会社への変更についても検討が必要になる。
- 集落内後継者が今後そのような事業を考えているのか、また会社としての利益や農地の貸し手への還元なども含め先進事例の情報収集を進め、現在の法人の実情に合った経営が行えるよう検討していく。